

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成 21 年 6 月 16 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「北九州市立 A 小学校に保管されている B に関する緊急発生時家庭への連絡に使う親権者氏名、家庭構成、勤務先、電話番号等が記載された調査記録簿」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 21 年 6 月 30 日付で、行政文書の全部について開示を行わない旨の決定（平成 21 年 6 月 30 日付北九教指一第 274 号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、当該行政文書不開示決定通知書を平成 21 年 7 月 2 日に受領した。
- 3 審査請求人は、平成 21 年 7 月 5 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分は、事実を無視した条例第 10 条第 1 項の不当運用である。存否応答拒否という請求拒否は、市民の「事実を知る権利」に対する異例的制約であり、当然その濫用は慎むべきである。
- (2) 私は、既に家庭調査表の様式を受領し、親権者の勤務先名やその所在地の記入欄がないことを確認している。「開示請求に係る行政文書「家庭調査表」は存在する。ただし、『保護者の勤務先』の記載欄はない」との事実どおりを明記した決定を求める。
- (3) 私は、交通事故損害賠償事件で B とその親権者を提訴し、勝訴判決を得ている。強制執行手続に必要なため、親権者の勤務先名とその所在地を把握する必要がある。B は私が質問した際、「A 小学校〇年生です」と返答している。また、同小学校の教頭が、B が在校生であることについても、私に話している。この教頭は私の居宅にも来訪している。「当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで特定の児童が特定の学校に在籍していた若しくは在籍していなかったという不開示情報を開示することになる。条例に基づく開示請求に係る決定は、開示請求が誰であるか、また、開示請求者が請求対象行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかといった、個別的事情を考慮して行うものではないため、審査請求人の指摘する条例第 10 条第 1 項の不当運用にはあたらない」という処分庁の主張は、これらの事実を無視している。処分庁の対応は、市保有情報の原則開示に違反している。私が交通事故の利害関係者であるからこそ、内容を明確にする必要がある。
- (4) 強制執行手続に必要な情報は、条例第 7 条第 1 号ただし書イに規定している、私の「生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると思われる。
- (5) 処分庁の「条例第 7 条第 1 号ただし書イは、あくまで公にすることで市民全体の生命、健康、生活又は財産を保護するために設けられたと解すべきであり、審査請求人が指摘するような個人的な利益を保護するための規定ではない」との主張は、開示請求者個人の正当な権利を無視した、公務員による自己のみに好都合勝手な考察である。この主張を認めるに足る正当な根拠は市条例上のどこにもない。

第 3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書において主張している内容は、次のように要約される。

- 1 「特定の児童が特定の学校に在籍していた若しくは在籍していなかった」という情報については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるため、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書ア～ウのいずれにも該当しない。
- 2 当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで「特定の児童が特定の学校に在籍していた若しくは在籍していなかった」という不開示情報を開示することとなる。
- 3 条例に基づく開示請求に係る決定は開示請求者が誰であるか、また、開示請求者が請求対象行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかといった、個別的事情を考慮して行うものではないため、審査請求人の指摘する条例第10条第1項の不当運用にはあたらない。
- 4 審査請求人は、第7条第1号ただし書イに規定する、「生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張している。

しかしながら、同号ただし書イは、あくまで公にすることで市民の生命、健康、生活又は財産を保護するために設けられたものと解すべきであり、審査請求人が指摘するような一個人的な権利を保護するための規定ではない。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求の対象となった本件行政文書を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書の概要等

本件行政文書は、「北九州市立A小学校に保管されているBに関する緊急発生時家庭への連絡に使う親権者氏名、家庭構成、勤務先、電話番号等が記載された調査記録簿」であり、児童の家庭から各学校に提出される家庭調査表が該当するものと認められる。家庭調査表には、児童生徒の住所・氏名・生年月日、保護者氏名、緊急時の連絡先、家族構成等を記載する欄がある。

家庭調査表は、年度の当初に任意で提出されており、緊急時の連絡や家庭訪問を行う場合、健康面や生活面への配慮事項等について学校で指導を行う場合の参考資料となっている。内容が個人情報であるため、各学校において

秘密文書として保存管理されており、年度末にシュレッダー等で廃棄されている。

2 条例第 10 条第 1 項（行政文書の存否に関する情報）該当性

(1) 処分庁は、本項に該当するとして、本件行政文書を不開示とした。

(2) 条例第 10 条第 1 項は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」ことを定めている。

本項は、開示請求に対しては、行政文書の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、その例外として、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることを定めたものである。

このような規定の趣旨に従い、以下のとおり検討することとする。

(3) 本項該当性判断

条例第 7 条第 1 号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書ア～ウに該当する場合を除き、不開示情報と規定している。

「家庭調査表」には、児童の住所・氏名・生年月日、保護者氏名、緊急時の連絡先、家族構成等が記載されており、当該個人が特定の学校に在籍していた若しくは在籍していなかったという事実の有無を表すものである。特定の児童が特定の学校に在籍していた若しくは在籍していなかったという事実の有無についての情報は、個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものと認められ、また、ただし書ア～ウに該当しないことから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第 7 条第 1 号の不開示情報を開示することになるため、条例第 10 条第 1 項の規定により本件請求を拒否すべきものと認められる。

なお、審査請求人は、自分が家庭調査表の様式を既に受領していること、自分や第三者が B の存在を確認していること、B と利害関係にあることから、審査請求に係る処分は条例第 10 条の不当運用である旨主張している。しかしながら、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断にあたっては、開示請求者が誰であるか、開示請求者が見聞きした内容、開示請求者と特定個人との利害関係の有無等の事情については考慮されないのであり、審査請求人の主張を認めることはできない。

審査請求人はその他にも主張しているが、いずれも当審査会の判断を左

右するものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。